

シンポジウム「自転車活用推進法をどう活かすか」

第二東京弁護士会では従来、自動車だけに偏らない、他の環境・安全面で優れた交通手段を生かした交通政策を各種のシンポジウム等を通じて考えてきました。自転車は、環境負荷が極めて小さく、手軽に利用でき健康増進にも役立つため、最近では自動車に代替する交通手段として利用者の注目が高まっていますが、一方で逆走や歩道走行の横行など交通安全上の問題もしばしば指摘されます。

このため、警察庁は2011年10月の通達で、自転車は車両であり車道走行が原則である事などを再確認し、また2020年にオリンピックを控えた東京都も、「自転車走行空間整備推進計画」を発表し「自転車推奨ルート」を策定するなど、自転車活用促進のための施策を打ち出しています。

こうした中、超党派の国会議員から成る自転車活用推進議員連盟は2015年、自転車の活用を総合的・計画的に推進するための自転車活用推進法案を策定し、当会はこれを受けてシンポジウム「自転車活用推進法を徹底解剖する」を開催するなど、議員や都の担当者、研究者との意見交換をはかって来ました。同法は2016年12月に成立し、本年5月に施行された結果、国土交通省に自転車活用推進本部が設置され、今後は「自転車活用推進計画」を策定するものとされています。

そこでこの好機をとらえ、推進本部の担当者や自転車問題の代表的な論客をお招きし、推進計画に盛り込まれるべき内容を検討し、併せて自転車事故の最近の分析データ、自転車利用ルール周知の方策、高齢者の健康な自転車利用、シェアサイクルの問題等について考察し、発信するシンポジウムを行います。これからの交通まちづくりにとって、今が非常に大切な時期かと思っておりますので、どうぞふるってご参集下さい。

日 時 2017年**12月6日(水)**午後**6時～8時**

場 所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
弁護士会館10階1003号会議室

パネリスト 小林成基（自転車活用推進研究会理事長）
古倉宗治（三井住友トラスト基礎研究所研究理事）
鈴木美緒（東京大学生産技術研究所特任助教）
国土交通省自転車活用推進本部事務局より1名

コーディネーター 本田 聡（当会環境保全委員会委員）

対 象 弁護士・一般市民

参 加 費 無料

主 催 第二東京弁護士会 環境保全委員会

申 込 方 法 申込手続は必要ありませんので、当日ご来場ください。

お 問 合 せ 第二東京弁護士会 人権課 TEL:03-3581-2257

